

第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）について（案）

1. 調査項目の見直し（案）

（1）医療機関等の消費税負担の状況把握

平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の支出について、薬剤費等の消費税が課税されるものと、人件費等の課税されないものを区別して消費税負担の状況を把握する必要があるため、以下のとおり調査項目の整理を行うこととしてはどうか。

① 経理方式（病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局）

消費税の経理処理について、各費用項目に税込みの金額を計上するか、税抜きの金額を計上するか、医療機関等は自由に選択できる（免税事業者は除く）こととされており、課税対象費用をより正確に把握するため、各医療機関等の経理方式（税抜または税込）を確認する項目を追加する。（資料実-1-2P1表（1）の最下段）

② 損益データ（収益）（病院）

医療機関等においては、課税取引（人間ドック等）及び社会保険診療以外の非課税取引（助産収益等）が存在することから、これらを区別し、社会保険診療のみに起因する控除対象外消費税の状況を把握するため、病院の医業収益について、社会保険診療収益とそれ以外の収益とを区分して確認する項目を追加する。（資料実-1-2P2表（2）の「保険診療収益」～「その他の診療収益」）

③ 損益データ（費用）（病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局）

現在の調査項目には、課税対象費用と非課税対象費用が混在した項目があり、課税対象費用を正確に把握することができないため、今回の調査ではこれらについて適切に把握する必要があるため、

- ・課税対象費用について、「医業・介護費用」、「その他の費用」、「特別損益」という費用の大項目ごとに課税対象費用を確認する項目を追加し、金額的に漏れのないように把握する。（病院：資料実-1-2P3表（2）「医業・介護費用」、「その他の費用」、「特別損益」のそれぞれ最下段）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同P4表（2）の最下段）

※なお、未利用となっていた「通勤手当」の項目は、基本的に非課税費用である「給与費」の中にあって唯一課税対象費用であることから、今回の調査においては集計することとする。（同P6表（5）最下段）

- ・ 非課税対象費用について、回答医療機関等の過度な負担とならない程度に詳細に把握するための項目を追加する。（病院：同 P3 表（2）の「経費」及び「その他の医業・介護費用」の内訳）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同 P4 表（2）「その他の医業・介護費用」の内訳）

※ なお、未利用となっていた以下の非課税費用の項目は集計することとする。

- ✓ 「土地賃借料」（病院：同 P3 表（2）「設備関係費」の最下段）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同 P4 「その他の医業・介護費用」の 2 行目）
 - ✓ 「支払利息（利子割引料）」（病院：同 P3 表（2）「その他の費用」の 1 行目）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同 P4 「その他の医業・介護費用」の最下段）
 - ✓ 「租税公課」「損害保険料」「寄付金」（同 P6 表（5）の 1 行目、3 行目及び 4 行目）
- ・ なお、大項目ごとの課税対象費用の内訳となる項目については、記載要領に明示する。
 - ・ 医療機関等の経理方式が税抜処理である場合のみ回答する項目として、当該年度に税法上、損金として算入される控除対象外消費税という項目を追加する。（同 2P6 表（5）の 2 行目）

④ 設備投資額（病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局）

減価償却資産の消費税負担については、資産取得時に一括して負担しているものの、損益計算書上は減価償却費として耐用年数の間、各年にわたり分割して費用計上されており、損益計算書に基づく損益データだけでは正確な消費税負担の状況が把握できないため、各事業年（度）の設備投資額（資産の取得価額）及びそのうちの課税対象費用を確認する項目（建物、医療機器、調剤用機器、医療情報システム用機器）を追加する。

なお、医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器については、リース分（固定資産台帳に計上されているものに限る）の額についても把握する。（資料実-1-2P6 表（6））

（2）未利用の調査項目

回答率の向上を目的に、調査票の簡素化が必要ではないかという議論を踏まえ、次の未利用の調査項目を廃止してはどうか。

- ① 保険薬局に係る基本データの従業者の状況（常勤職員）
（資料実-1-2P1 表（1）の 6 行目）
- ② 保険薬局に係る損益データの医薬品費のうち、調剤用医薬品費
（資料実-1-2P4 表（2）の「医業・介護費用」の 2 行目）
- ③ 一般診療所に係る損益データの材料費のうち、給食用材料費
（資料実-1-2P4 表（2）の「医業・介護費用」の 5 行目）

(3) その他

① 給与について

現在、保険薬局のみ調査していない給与に関する項目について、保険薬局も経営状況を人件費の面から確認するため保険薬局に係る給与に関する項目を追加する等してはどうか。(資料実-1-2P5 表 (3))

また、同一法人の保険調剤を行っている店舗数の項目を追加し、店舗数をもとに給与データ及び事業年(度)損益データを集計してはどうか。(資料実-1-2P1 表(1)6 行目)

② 資産・負債について

資産・負債の項目について、集計することとしてはどうか。(資料実-1-2P6 表(4))

③ 事業税について

事業税の項目について、集計することとしてはどうか。(資料実-1-2P6 表 (5) の下から 2 行目))

2. 6月単月のみで行っている調査を事業年(度)調査で実施する場合の取扱い(案)

(1) 入院基本料別の損益状況

① これまでの取扱い

6月30日現在の入院基本料別に6月単月損益データを集計

② 今後の取扱い

2カ年間同一の入院基本料を算定している病院について入院基本料別に事業年(度)損益データを集計してはどうか。

(2) 保険薬局の後発医薬品割合別の損益状況

①調剤割合区分別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月一ヶ月間の処方箋枚数のうち後発医薬品を調剤した処方箋枚数が占める割合をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

各事業年(度)の処方箋枚数のうち後発医薬品を調剤した処方箋枚数が占める割合をもとに事業年(度)損益データを集計してはどうか。

②備蓄割合区分別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月30日現在の調剤用備蓄医薬品品目数のうち後発医薬品品目数が占める割合をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

6月30日現在の調剤用備蓄医薬品品目数のうち後発医薬品品目数が占める割合をもとに事業年（度）損益データを集計してはどうか。

（3）保険薬局の調剤報酬等の算定状況別の損益状況

①在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定状況別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月一ヶ月間の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

各事業年（度）の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数をもとに事業年（度）損益データを集計してはどうか。

②居宅療養管理指導費（介護保険）の算定状況別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月一ヶ月間の居宅療養管理指導費（介護保険）の算定回数をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

各事業年（度）の居宅療養管理指導費（介護保険）の算定回数をもとに事業年（度）損益データを集計してはどうか。

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて①

(前回)

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）		○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）		○	○	—	—
処方状況（院外処方・院内処方の回数）		○	○	○	—
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）		○	—	—	—
主たる診療科目		—	○	—	—
従事者の状況（常勤職員）		—	—	—	×
ユニット数		—	—	○	—
保険調剤の状況 （処方せん枚数）		—	—	—	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発医薬品の割合）		—	—	—	○
薬学管理等の状況		—	—	—	○
調剤用備蓄医薬品目数	内用薬	—	—	—	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	—	—	—	○
（別掲）後発医薬品目数	注射薬	—	—	—	○
直近の2事業年度		○	○	○	○

○：調査し、報告書に掲載している項目
 ×：調査しているが、報告に掲載していない項目
 —：調査していない項目

(次回)

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）		○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）		○	○	—	—
処方状況（院外処方・院内処方の回数）		○	○	○	—
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）		○	—	—	—
主たる診療科目		—	○	—	—
(追加)	同一法人の保険調剤を行っている店舗数	—	—	—	○
(削除)	従事者の状況（常勤職員）	—	—	—	×
ユニット数		—	—	○	—
保険調剤の状況 （処方せん枚数）		—	—	—	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発 医薬品の割合）		—	—	—	○
薬学管理等の状況		—	—	—	○
調剤用備蓄医薬品目数	内用薬	—	—	—	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	—	—	—	○
（別掲）後発医薬品目数	注射薬	—	—	—	○
直近の2事業年度		○	○	○	○
(追加)	経理方式（税込or税抜）	○	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて②

(前回)

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業収益 (保険薬局においては「益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○ (外来)○	(入院)○	○	○
			(外来)○		
	公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)		(入院)○(省)	○(省)	○
			(外来)○(省)		
	その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)	(入院)○(省)	○(省)	○	
		(外来)○(省)			
	特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	○	—	—	—
	その他の医業収益(保健予防活動収益等)	○	○(省)	○(省)	—
医業収益計	○	○	○	○	
介護収益	施設サービス収益	○	○(省)	—	—
	居宅サービス収益	○	○(省)	○(省)	○
	短期入所療養介護分	○	○(省)	—	—
	その他の介護収益	○	○(省)	○(省)	○
	介護収益計	○	○	○	○
その他の収益	受取利息及び配当金等	○	—	—	—
	その他の収益	○	—	—	—
	その他の収益計	○	—	—	—

(次回)

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
(追加)	医業収益 (保険薬局においては「益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○	(入院)○	○	○
(追加)			(外来)○	(外来)○		
(追加)	公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)		(入院)○	(入院)○(省)	○(省)	○
(追加)			(外来)○	(外来)○(省)		
(追加)	その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)		(入院)○	(入院)○(省)	○(省)	○
(追加)			(外来)○	(外来)○(省)		
		特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	○	—	—	—
		その他の医業収益(保健予防活動収益等)	○	○(省)	○(省)	—
		医業収益計	○	○	○	○
	介護収益	施設サービス収益	○	○(省)	—	—
		居宅サービス収益	○	○(省)	○(省)	○
		短期入所療養介護分	○	○(省)	—	—
		その他の介護収益	○	○(省)	○(省)	○
		介護収益計	○	○	○	○
	その他の収益	受取利息及び配当金等	○	—	—	—
		その他の収益	○	—	—	—
		その他の収益計	○	—	—	—

(省): 所得税の青色申告を行った施設が、回答を省略できる項目

(損益データについて、次頁に続く)

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて③

(前回)

(2) 損益

		病院
医療・介護費用	医薬品費	○
	材料費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○
	歯科材料費	○
	給食用材料費	○
	給与費	○
	委託費	○
	設備関係費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	土地賃借料	×
	経費	○
	その他の医療・介護費用	○
	医療・介護費用計	○

のそ 費の 用他	支払利息	×
	その他の費用	○

損特 益別	特別利益	○
	特別損失	○

負補 担金 等・	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

(次回)

(2) 損益

		病院
医療・介護費用	医薬品費	○
	材料費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○
	歯科材料費	○
	給食用材料費	○
	給与費	○
	委託費	○
	設備関係費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	土地賃借料	○
	経費	○
	福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○
	医療貸倒損失	○
貸倒引当金繰入額	○	
その他の医療・介護費用	○	
研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○	
本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○	
医療・介護費用計	○	
医療・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	
のそ 費の 用他	支払利息	○
	その他	○
	その他の費用のうち課税対象費用	○
損特 益別	特別利益	○
	特別損失	○
	特別損失のうち課税対象費用	○
負補 担金 等・	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

(×→○)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(×→○)

(追加)

(追加)

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて④

(前回)

(2) 損益

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医療・介護費用 (保険薬局においては「費用」)	医薬品費	○	○	○
	調剤用医薬品費	—	—	×
	材料費	○	—	—
	歯科材料費	—	○	—
	給食用材料費	×(省)	—	—
	給与費	○	○	○
	委託費	○	○	○
	減価償却費	○	○	○
	建物減価償却費	○(省)	○(省)	○
	医療機器減価償却費 (保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」)	○(省)	○(省)	○
	その他の医療・介護費用 (保険薬局においては「その他の経費」)	○	○	○
	土地賃借料	×	×	×
	支払利息(保険薬局においては「利子割引料」)	×	×	×
	医療・介護費用計	○	○	○

(次回)

(2) 損益

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(削除)	医薬品費	○	○	○
	調剤用医薬品費	—	—	×
(削除)	材料費	○	—	—
	歯科材料費	—	○	—
	給食用材料費	—×(省)	—	—
医療・介護費用 (保険薬局においては「費用」)	給与費	○	○	○
	委託費	○	○	○
	減価償却費	○	○	○
	建物減価償却費	○(省)	○(省)	○
	医療機器減価償却費 (保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」)	○(省)	○(省)	○
	その他の医療・介護費用 (保険薬局においては「その他の経費」)	○	○	○
	土地賃借料	○	○	○
	福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
	医療貸倒損失	○	○	○
	貸倒引当金繰入額	○	○	○
	研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
	本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○	○	○
	支払利息(保険薬局においては「利子割引料」)	○	○	○
	医療・介護費用計	○	○	○
医療・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	○	○	

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて⑤

(前回)

(3) 給与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長	○	○	○	—
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	—
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	—	—	○	—
	歯科技工士	—	—	○	—
	事務職員	○	○	○	—
	技能労務員・労務員	○	○	—	—
	その他の職員	—	—	○	—
	役員	○	○	○	—

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長	○	○	○	—
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	—
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	—	—	○	—
	歯科技工士	—	—	○	—
	事務職員	○	○	○	—
	技能労務員・労務員	○	○	—	—
	その他の職員	—	—	○	—
	役員	○	○	○	—

給与費等の内訳	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
非常勤職員給料	○	○	○	—
賞与支給額	○	○	○	—
退職給付費用	○	○	○	—
法定福利費(事業主負担)	○	○	○	—

(次回)

(3) 給与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加)	職種別				
	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
(追加)	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
(追加)	歯科衛生士	○	—	○	—
(追加)	歯科技工士	○	—	○	—
(追加)	事務職員	○	○	○	○
(追加)	技能労務員・労務員	○	○	○	○
(追加)	その他の職員	○	○	○	○
(追加)	役員	○	○	○	○

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加)	職種別				
	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
(追加)	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
(追加)	歯科衛生士	○	—	○	—
(追加)	歯科技工士	○	—	○	—
(追加)	事務職員	○	○	○	○
(追加)	技能労務員・労務員	○	○	○	○
(追加)	その他の職員	○	○	○	○
(追加)	役員	○	○	○	○

給与費等の内訳	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
(追加)	非常勤職員給料	○	○	○	○
(追加)	賞与支給額	○	○	○	○
(追加)	退職給付費用	○	○	○	○
(追加)	法定福利費(事業主負担)	○	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて⑥

(前回)

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資産	流動資産	×	×(省)	×(省)	×
	固定資産	×	×(省)	×(省)	×
	繰延資産	×	×(省)	×(省)	×
	計	×	×	×	×
負債	流動負債	×	×(省)	×(省)	×
	固定負債	×	×(省)	×(省)	×
	計	×	×	×	×

(5) 租税公課等

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
租税公課	×	×	×	×
損害保険料	×	×	×	×
寄付金	×	×	×	×
法人税	○	○	○	○
住民税	○	○	○	○
事業税	×	×	×	×
通勤手当	×	×	×	×

(次回)

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
(×→○)	資産	流動資産	○	○(省)	○(省)	○
(×→○)		固定資産	○	○(省)	○(省)	○
(×→○)		繰延資産	○	○(省)	○(省)	○
(×→○)		計	○	○	○	○
(×→○)	負債	流動負債	○	○(省)	○(省)	○
(×→○)		固定負債	○	○(省)	○(省)	○
(×→○)		計	○	○	○	○

(5) 租税公課等

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(×→○)	租税公課	○	○	○	○
(追加)	控除対象外消費税(※)	○	○	○	○
(×→○)	損害保険料	○	○	○	○
(×→○)	寄付金	○	○	○	○
	法人税	○	○	○	○
	住民税	○	○	○	○
(×→○)	事業税	○	○	○	○
(×→○)	通勤手当	○	○	○	○

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

(6) 設備投資額

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加)	設備投資総額	○	○	○	○
(追加)	建物	○	○	○	○
(追加)	医療機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	調剤用機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	医療情報システム用機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	総額のうち消費税課税対象費用	○	○	○	○

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。